

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員とその家族などすべてのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値を最大化することが経営の最重要課題の一つであると認識しております。そして、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考え、監査役設置会社方式を採用しております。

当社では、「経営の透明性の確保」、「経営の意思決定の迅速化」、「コンプライアンスの確保」並びに「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本としております。この基本に従って経営の監視を含む諸問題に関して、コーポレート・ガバナンスが十分機能するよう取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,877,400	8.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,749,900	6.96
有限会社コモリエステート	2,090,000	3.06
小森善磨	2,006,800	2.94
明治安田生命保険相互会社	1,895,000	2.78
小森紀子	1,872,000	2.74
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルスモールキャップバリュポートフォリオ	1,420,900	2.08
小森コーポレーション取引先持株会	1,385,100	2.03
小森善治	1,032,573	1.51
住友生命保険相互会社	1,030,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉川 正光	他の会社の出身者								△			
亀山 晴信	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉川 正光	○	吉川正光氏は当社製品の販売先である独立行政法人国立印刷局の出身ですが、直前事業年度を含む過去5事業年度における当社の同社への平均売上高の割合は、当社の同期間の平均連結売上高の3%未満であり、同氏の独立性に問題はありませぬ。	紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を有し、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、新たに独立役員に選任いたしました。
亀山 晴信	○	——	亀山氏は、弁護士として培われた専門知識、豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しており、当社が定める「社外役員独立性基準」も満たしております。また、同氏は株式会社東光高岳の社外取締役およびソマール株式会社の社外監査役を兼任していますが、当社はこれらの会社と取引関係はありません。以上を踏まえ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、社長直属組織である内部監査室5名により、グループ全体の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

監査役は、取締役の職務の執行に対し、監査役会の定めた監査役監査基準に基づき監査をしております。

監査役は、内部監査室と定期的(隔月)会合に加え必要に応じて会合を持ち、それぞれの監査計画の重複を避けると同時に、情報の共有化を図っております。また、実施した監査結果に基づき業務執行部門の執行状況を検証・確認し、フォローアップ・改善等についても意見交換を行っております。

さらに、監査役は会計監査人と日常的に緊密な提携を図り、随時、監査に関する報告を受けるとともに、内部統制監査を含む監査計画の概要につき意見交換を行い、重要な監査事項につき共有化を図っております。また、監査結果についても、期末監査、四半期レビュー、内部統制監査等適時報告を受け、意見交換を行うと同時に、適宜会計監査人の拠点監査、実地棚卸に同行し、監査の効率化や品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山 雅文	他の会社出身者													
三津間 健	他の会社出身者										△			
坂本 裕子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 雅文	○	――	横山氏は、取引関係が全くない異業種メーカーでの業務経験と幅広い見識等を活かした監査とともに、社外監査役としてより社外の視野に立った監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
三津間 健	○	三津間健氏は当社取引先である、みずほ銀行の出身ですが、直前事業年度末における当社の同社からの借入残高の割合は、同年度末の当社の連結総資産の1%未満であり、同氏の独立性に問題はありません。	金融機関で培われた幅広い見識を生かした監査とともに、社外監査役としてより社外の視野に立った監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
坂本 裕子	○	――	坂本氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、専門知識と監査法人での業務経験を活かした監査とともに、社外監査役としてより社外の視野に立った監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

内容および必要性を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告では、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

	支給人員(名)	報酬等の額(千円)
取締役	9	205,694
監査役	5	55,080
合 計	14	260,774
(うち社外取締役及び社外監査役)	(5)	(51,816)

(注)

- 上記報酬等の額はすべて基本報酬によるものです。
- 当事業年度末日における在籍人数は、取締役8名、監査役4名であります。上記報酬額には、平成26年度6月24日付をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
- 報酬限度額は取締役が年額240,000千円、監査役が年額90,000千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を概ね以下のとおり定めております。
取締役の報酬については、企業価値の向上に向けた報酬体系に相応しいものとするべく、説明責任や業績連動性を考慮したものとするため、月例報酬と業績連動賞与から構成されております。固定報酬である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内としており、業績連動賞与との比率は、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としております。各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定されます。
なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、ストックオプション等は該当ありません。
監査役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬である月例報酬のみとし、月例報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が出席する重要な会議あるいは支店・工場への往査活動など監査活動に必要な情報は、監査役会等を通じて適切に伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

- 役員等の状況
 - 取締役7名
社内取締役5名/社外取締役2名、男性7名/女性0名
 - 監査役4名
社内監査役1名/社外監査役3名、男性3名/女性1名

2. 取締役会は原則毎月1回開催し、経営の意思決定機関として法定事項及び経営の基本方針並びにその他重要事項を決定すると共に、取締役の業務執行を監督しております。また、執行役員は10名おり、取締役会で決定された経営方針等を周知し単年度の会社業績の達成と企業価値向上に向けて執行を確実にものとします。監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されています。監査役は、重要な会議に出席し取締役の業務執行を監視しております。
経営の意思決定の迅速化を図るため、経営企画、生産及び開発、営業、管理各本部担当役員をメンバーとし、監査役をオブザーバーとする社長主催の「経営会議」において、重要な経営課題や中期経営計画について方針を決定しております。さらに、この方針を周知徹底するため、各本部の担当役員、部長で構成する、「会社方針周知徹底会議」を原則毎月開催し、それぞれの業務課題の審議と共に、業務の執行状況を確認しております。

3. 当社の監査体制は、監査役による監査に加え、内部監査の専任部署たる内部監査室を設置しており、業務の正当性、妥当性、効率性、及び遵法性など、それぞれの観点から、業務執行面の細部まで監査を実施しております。
外部監査は、あらた監査法人を選任しており、その状況は以下のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、当社グループの重要な業務の執行を決定すると同時に、取締役の職務の執行を監督しております。また、社外取締役を置くことにより、監督機能のより一層の客観性・中立性の確保が図られているものと考えております。

一方、監査役は、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の適法性の視点より監視・検証を行っていますが、監査役の内、3名は社外監査役であり、その内1名は常勤監査役であることから、十分監視体制が確保されているものと判断し、現在の体制を採用しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	第69回定時株主総会(平成27年6月23日)は集中日の3営業日前に開催しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集通知(和文)を、発送日当日に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間(11月)、期末(5月)年2回開催。毎回50人程度の参加者を集め、当期の業績や予想、質疑応答等の内容で、社長および担当役員が中心になり実施しております。また、第一四半期及び第三四半期決算発表時には、電話会議による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、中期計画、招集通知、アニュアルレポート他	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:財務部 IR担当役員:取締役管理本部長 松野 浩一 IR事務連絡責任者:財務部 IR担当課長 大林 博	
その他	投資家向けの重要な開示資料は原則としてすべて英訳し、和文開示後、速やかに当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ企業行動憲章」、「グループ社員行動基準」を定め、グループ内で共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、「環境・人・自然など様々なものが共生することで、相互のバランスが保たれた穏やかで明るい未来を築くことができる」というグリーンコンセプトのもと、「人と環境とマシンの調和」「環境配慮型印刷機の開発」を目指しております。 「環境配慮型印刷機の開発」におきましては、印刷機械の製造並びに使用段階での環境影響評価を実施し、印刷準備時間の短縮、損紙・騒音低減などによる省エネ・省資源への取組みとともに、国内外共に厳しさを増している環境規制へも対応し、環境に優しい印刷機械・装置の開発を進めております。 また、「人と環境とマシンの調和」におきましては、お客様での環境負荷低減に寄与するために印刷機械におけるオイルクリーニングサービスや節電情報のご提供、並びに活動としまして印刷教育や予防保全セミナー、ISO14001認証取得を支援するなど、お客様の環境負荷低減に貢献する取組みも積極的に進めております。 以上の活動内容を詳細にまとめた「小森コーポレーショングループ環境・社会報告書」を毎年発行しております。
その他	【ダイバーシティの方針について】 当社は多様で幅広い人材を受容し、個性と能力を発揮できる企業風土を積極的に作ることで、グループ企業価値及び社会存在価値の向上を目指します。 また、勤務条件・雇用形態・勤務場所等の柔軟性を常に改善し続けることで、働きやすい職場環境作りを積極的に推進してまいります。 【女性の活躍の方針・取組みについて】 当社は女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備を積極的に推進しています。特に育児や介護休暇に関する各種規定の整備は勿論のこと、復職後の時短勤務に対する環境も整備されています。 【当社の女性比率について】 ・役員の女性比率 9.1%(1名) ・管理職の女性比率 0.0%(0名) ・正社員の女性比率11.6%(126名) ※上記数字はすべて小森コーポレーション単体のものです

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行を全体として適正に行い、実効性ある内部統制システムの構築と法令定款遵守の体制の確立を図るため、「コンプライアンス規程」を定めております。これに基づき「グループ企業行動憲章」及び「グループ社員行動基準」を定め、取締役自らの率先垂範と役員への周知徹底を図っております。上記憲章の中で、当社は企業情報を積極的かつ公正に開示すること、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることとしております。また、内部通報制度により、違法行為や倫理違反等に対する自浄作用を働かせ不祥事の未然防止に努めております。

財務報告については、財務報告に係る内部統制の整備、運用の充実に努め、これらが適正になされているか評価することで、財務報告の信頼性を確保しております。

組織的には、CSR担当役員をコンプライアンス体制に関する総括責任者に任命し、CSR推進室がコンプライアンス体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動にあっております。内部監査部門は、内部統制システムの独立的モニタリング部門として、業務全般に関し、管理・運営の制度、及び業務執行状況を評価し、助言・提言を行っております。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を取締役会規程、稟議規程、文書取扱規程等の定めるところに従い適切に保存し、管理しております。

(2) 取締役又は監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する体制にあります。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、現在のリスクの多様化・複雑化に対処するために、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応することとしております。このため、CSR担当役員をリスクマネジメント担当役員として任命し、CSR推進室をその事務局としております。

主要規程として、「リスクマネジメント規程」及びその運営要領をまとめた「リスクマネジメント運営要領」を整備し、これに基づき、リスクごとに担当する役員を定め、平常時においてはリスクの発現抑制や影響の低減を行い、緊急時には別途もつた緊急対策本部で対応することとしております。

また、地震等大規模な自然災害が発生した場合の社員等の具体的行動基準を定めた地震対策マニュアルを策定する等体制を整備し、早期復旧と事業継続の対応を図ることとしております。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会、経営会議及び執行役員会等の会議体並びにこれら会議体についての規程を整備し、各会議の目的・位置付け及び討議・報告事項を明確にして、効率的な運営を図っております。また、取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標として中期経営計画を定め、この浸透を図り、執行役員は担当部門の計画目標の達成に向け具体的な年度目標を設定し、従業員に対する適切な権限分配、監督、指導等を通じて職務の執行を効率的に実施しております。そして、取締役会及び執行役員会は定期的にその結果のレビューを行っております。

・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長のもとに取締役及び執行役員で構成するCSR委員会を設置しております。この委員会は、経営理念を通して企業の社会的責任を推進する体制・制度等を構築するためのものであります。委員会は、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定した事項は、職制を通じ各部門内に周知徹底を図っております。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ全体の業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定めております。この「子会社管理規程」には、国内子会社、海外子会社別にリスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定め、国内子会社では、自社の「決裁権限規程」を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図るように整備しております。

(2) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、中期経営計画等の方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき、その運営と実効性確保につき指導・助言を行い、「リスクマネジメント規程」及び同運営要領に沿って、各子会社に対するリスクマネジメントを行っております。

(3) CSR推進室は、グループのコンプライアンス体制の統括責任者としてコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査部門は、グループ会社の監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

・監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員

に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとしております。なお、従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとしております。

・取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告

を受けた者が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告することとしております。

(2) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知しております。

(3) 取締役及び従業員は監査役の要請がなされた場合、必要な報告を行っております。そして、監査役へ報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととしております。

・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は

債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会として監査役の職務執行に必要な費用を予算化しており、これら費用は当社が負担しております。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見を交換し、意思の疎通を図るものとしております。

(2) 内部監査部門及び会計監査人は、定期的又は必要の都度、監査結果について監査役へ報告を行っております。

(3) 監査役は、取締役会等重要な会議に参加して意見を述べることができることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社はコンプライアンスを実践して行くための「KOMORIグループ企業行動憲章」を定め、憲章の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体と関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとると謳っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 当社は反社会的勢力による不当要求に備え、平素から対応部署を定め、かつ警察、暴力追放関連団体、弁護士、地域連合会など外部機関と連携し情報収集に努めています。また、コンプライアンスの全社理解を目的に、すべての役員および従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施し、反社会的勢力との関係断絶の周知徹底を図っております。

(2) 取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに取引を解消することとし、契約書に暴力団排除条項を設ける取組みを進めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主及び投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記1. 基本方針の実現にも資するものと考えております。

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は、大正12年の創業以来、90年に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

1. 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
2. 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足度を高める
3. ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のために「第4期中期経営計画」を平成25年4月にスタートさせました。本中期経営計画は以下のとおり「事業構造の変革」と「業態の変革」の2つの大きな柱を掲げ、それぞれの取組みを推進していくことで、更なる企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指してまいります。

◆「事業構造の変革」

印刷産業は、長期にわたる景気減速とITの普及の影響を受け、当社顧客である印刷会社の経営が悪化、事業所等も減少し、印刷機械の設備投資は減少しています。この規模が減少し、需要に限られた非常に厳しい市場環境の中で、当社を含む各メーカーは厳しい競争を強いられています。

「事業構造の変革」とは、需要が低減する中、オフセット印刷機単一事業から、オフセット印刷事業を中核とした複合事業構造企業への転換であり、その転換の主軸は新規事業の推進にあります。

具体的に推進する新規事業は「海外証券印刷機事業」、「デジタル印刷機事業」、「PE(プリンテッドエレクトロニクス)事業」であります。

これらの新規事業については早期収益化実現に向け、注力してまいります。

◆「業態の変革」

「業態の変革」とは顧客視点でオフセット印刷機事業を深化させ、事業を拡大させることです。その中核となるのが「PESP(プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー)事業」であります。この事業では、1. 顧客の利便性を考えたワンストップショッピング、2. 顧客視点でのサービス提供、3. 効果的な情報伝達を確かな提案等、顧客の要望を効果的に実現し、パートナーとしての役割を果たすことで、収益源の拡大を目指してまいります。

以上のような取組みが、業績の黒字定着化とともに更なる企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上につながるもの確信しております。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社はすべてのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。その実現のためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社では、「経営の透明性の確保」「経営の意思決定の迅速化」「コンプライアンスの確保」並びに「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その体制を一層強化し、取締役の経営責任を明確にすること、より一層の経営の透明性を強化することを目的として、当社では、平成25年6月25日開催の第67回定時株主総会(以下、「本総会」といいます。))において、取締役任期を2年から1年へと短縮する定款変更の議案及び社外取締役を1名増員し、2名選任の議案を上程し、承認を得ております。

3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み(買収防衛策)

当社は、平成25年4月26日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。))の継続を決議し、本株主総会において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。))は、1. 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2. 必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後には大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成28年6月に開催される当社第70回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、1. 当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、2. 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.komori.com>)に掲載しております。

4. 本プランが基本方針に添い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもつものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発効は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発効を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発効を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る当社の考え方について

(1) 当社は、コンプライアンスを基盤とした企業の行動指針である「KOMORIグループ企業憲章」において「ルールの遵守」を謳っており、社会全体から信頼される企業グループを目指しております。

(2) 当社は「KOMORIグループ社員行動基準」において「すべてのステークホルダーとの公平、公正かつ透明な関係を維持する」及び

「適正な財務・会計に関する記録および報告を行う」と謳っており公平性、公正性、透明性を基本に、迅速な開示に努めております。

(3) 当社は適時開示をコーポレート・ガバナンスの一環として捉え、株主・投資家の皆様に対して、会社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適正な手続きを踏んで開示しております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社は、情報取扱責任者（取締役）にKOMORIグループの重要な情報を全て集める体制をとっており、情報取扱責任者は、収集した重要な情報について経営企画室他関連部署と協議の上、東京証券取引所の適時開示規則等の該当事項もしくは投資判断に影響を与えると思われる情報であれば、「財務情報開示委員会」に対して開示に向けての確認点検を指示しています。

財務情報開示委員会は、決定事実および決算情報について開示情報の適時性、適法性、正確性、公式性について協議を行い、

情報取扱責任者が取締役会に結果を報告します。開示案件が取締役会で決議・決定された後、情報取扱責任者が速やかに開示します。

また、発生事実に関しては迅速性を重視し、情報取扱責任者および関連部署で情報・リスクの分析を行い、適時開示すべきと判断した情報を取締役会もしくは経営会議に報告し、決議・決定された後、情報取扱責任者が速やかに開示します。

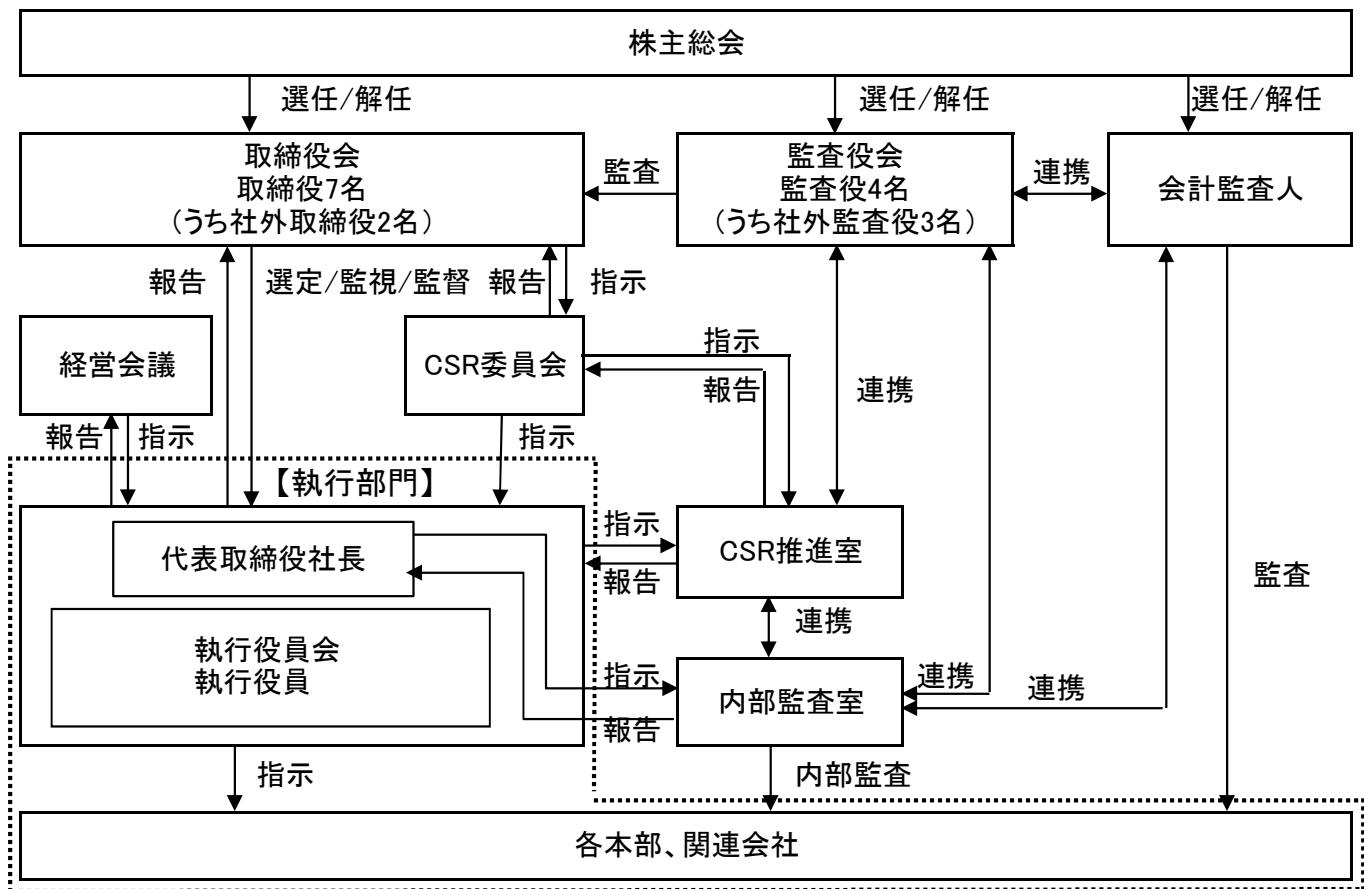
3. 開示に係るモニタリングについて

当社は、財務情報開示委員会に監査役がオブザーバー、CSR推進室長がメンバーとして出席し、独立・客観的な立場から、財務情報開示委員会に付議される重要な情報開示の状況について、監視を行っております。

4. その他

当社は「インサイダー取引管理規定」に基づく適正な管理と、「KOMORIグループ社員行動基準」においてインサイダー取引禁止項目を設け、定期的な教育を通じてグループ全ての役員および従業員に遵守の徹底を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概略図】



会社情報の適時開示に係る社内体制

